

別表十六(九) 「特別償却準備金の損金算入に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、法人が措置法第42条の6第5項《中小企業者等が機械等を取得した場合の準備金方式による特別償却》、第42条の12の5第5項《生産性向上設備等を取得した場合の準備金方式による特別償却》又は第52条の3《準備金方式による特別償却》（震災特例法第18条の6第1項前段《準備金方式による特別償却》の規定により同法の特別償却又は割増償却の規定を含むものとみなして適用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に使用します。

2 記載の手順

この明細書を記載する場合には、その記載に先立って別表十六(一)から別表十六(五)までの記載をし、特別償却限度額を計算する必要があります。

この明細書の記載に当たっては、その特別償却の規定の適用を受ける各特別償却対象資産別に「1」から「28」までの各欄を記載します。

3 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「当期積立額7」	当期において特別償却準備金として積み立てた金額を記載します。	税効果会計を採用している場合には、その特別償却準備金に係る税効果相当額の内容を含めた金額を記載してください。
「当期の特別償却限度額8」	別表十六(一)から別表十六(五)までの「特別償却限度額」の外書の金額をその特別償却の種類ごとに合計した金額を記載します。	
「前期から繰り越した積立不足額又は合併等特別償却準備金積立不足額9」	前期分のこの表の「差引翌期への繰越額16」の金額又は適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下「適格合併等」といいます。）により移転を受けた特別償却対象資産に係る措置法第52条の3第3項に定める合併等特別償却準備金積立不足額の内容を記載します。	
「積立不足額」の各欄及び「合併等特別償却準備金積立不足額21」	措置法第42条の6第5項又は第42条の12の5第5項の規定の適用を受ける減価償却資産については、記載する必要はありません。	
「当期において切り捨てる積立不足額又は合併等特別償却準備金積立不足額15」	当期末以前1年以内に開始した事業年度前の事業年度又は連結事業年度において生じた積立不足額又は適格合併等により移転を受けた特別償却対象資産に係る措置法第52条の3第3項に定める合併等特別償却準備金積立不足額で当期末までに積立ての対象とされなかった金額を記載します。	
「合併等特別償却準備金積立不足額21」	適格合併等により移転を行った特別償却対象資産に係る措置法第52条の3第3項に定める合併等特別償却準備金積立不足額の内容を記載します。	
「期首特別償却準備金の金額24」	前期分のこの表の「期末特別償却準備金の金額27」の金額を積立事業年度別及び特別償却対象資産別に記載します。	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項												
「均等益金算入による場合」 $\frac{(23)}{12} \times \frac{84、60 \text{又は} (耐用年数 \times 25)}{12}$	当期分以外の積立事業年度につき、次により記載します。 (1) 「$\frac{(23)}{84、60 \text{又は} (耐用年数 \times 12)}$」の分子の空欄には、当期の月数（暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。）を記載します。 (2) 「$\frac{(23)}{84、60 \text{又は} (耐用年数 \times 12)}$」の分母は、特別償却対象資産の法定耐用年数の区分に応じ、それぞれ次によります。 <table><tr><td>（法定耐用年数）</td><td>（分母の月数）</td></tr><tr><td>イ 2年</td><td>24</td></tr><tr><td>ロ 3年</td><td>36</td></tr><tr><td>ハ 4年</td><td>48</td></tr><tr><td>ニ 5年、6年、7年、 8年又は9年</td><td>60</td></tr><tr><td>ホ 10年以上</td><td>84</td></tr></table> (3) 個々の特別償却対象資産ごとに計算された益金算入額が期首特別償却準備金の金額（措置法第52条の3第6項第3号による益金算入額がある場合には、その益金算入額を控除した金額とします。）を超える場合には、その期首特別償却準備金の金額を記載します。	（法定耐用年数）	（分母の月数）	イ 2年	24	ロ 3年	36	ハ 4年	48	ニ 5年、6年、7年、 8年又は9年	60	ホ 10年以上	84	
（法定耐用年数）	（分母の月数）													
イ 2年	24													
ロ 3年	36													
ハ 4年	48													
ニ 5年、6年、7年、 8年又は9年	60													
ホ 10年以上	84													

4 添付書類

措置法の規定による特別償却の規定の適用に代えて特別償却準備金として積み立てた場合には、特別償却限度額の計算に関する付表の添付が必要です。

5 根拠条文

措置法 52 の 3